

各町内・区 自主防災会長 様

富士市長 小長井 義正
(危機管理室 防災危機管理課)

富士市総合防災訓練に伴う自主防災会の防災訓練実施について（お願い）

日頃から、防災行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、9月1日（月）に、別紙実施要領のとおり富士市総合防災訓練を実施します。

つきましては、貴自主防災会におかれましても、地域の実情に合った防災訓練を計画し、下記のとおり書類を提出していただくようお願いします。

なお、上記以外の日程で行う際は、できる限り防災週間中（8月30日～9月5日）に実施をお願いします。

記

- 1 提出先** 防災危機管理課（FAX 可）又は各地区まちづくりセンター
- 2 提出期限** 7月18日（金）
- 3 提出書類** 下記の同封書類一覧参照

同封書類一覧（本通知ほか）

【提出書類（A4 片面）】

- 令和 7 年度富士市総合防災訓練計画書：7 月 18 日までに提出
- 災害応急対策実施状況通報書（第 2 号様式）：訓練当日に各地区まちづくりセンターへ提出

【参考書類（A4 両面）】

- ◇ 令和 7 年度富士市総合防災訓練 実施要領
- ◇ 令和 7 年度富士市総合防災訓練計画に当たっての注意事項
- ◇ （別紙）消防団との連携訓練一覧チラシ
- ◇ 富士市防災アプリ「防災ふじ」チラシ

※訓練内容や計画にお悩みの場合は、富士市地域防災指導員、防災危機管理課、地元消防団、消防署に御相談ください。

問合せ：富士市防災危機管理課
TEL 0545-55-2715（直通）
FAX 0545-51-2040



いただきへの、はじまり 富士市

～富士市ブランドメッセージ大作戦展開中！～

令和 7 年度富士市総合防災訓練 実施要領

1 目的

突然大規模地震が発生したことを想定し、災害応急対策の実効性を検証するとともに、市民、自主防災会、市、県、防災関係機関、事業所等が統一的に訓練を実施することで、組織間の相互連携を確認する。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という認識のもと、市民一人ひとりが「自ら何をすべきか」を考え、地震災害に対して事前の備えができるよう、知識や行動力の向上を図ることを目的とする。

2 実施日

令和 7 年 9 月 1 日（月）「防災の日」

※ 9 月 1 日に実施が困難な組織は、防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）内に実施する。

3 設定時刻

時刻	内容	備考
午前 8 時 29 分	緊急地震速報による警戒放送	同報無線放送有り
午前 8 時 30 分	地震発生	同報無線放送有り
午前 8 時 33 分	大津波警報発表（避難指示発令）	同報無線放送有り
午前 11 時 30 分	市長講評（訓練終了）	同報無線放送有り

4 訓練想定

駿河湾から日向灘にかけて、南海トラフ沿いを震源に、マグニチュード 9.0 の巨大地震が発生した。富士市では、地震発生直後に強い縦揺れが起こり、続いて大きく激しい横揺れが 4 分間継続し、「震度 6 強」を記録した。また、沿岸部には地震発生後 15 分で、津波の最大波が到達し、津波避難対象区域には、浸水被害が発生した。

その他、被害想定の詳細は、静岡県第 4 次地震被害想定（レベル 2（震源モデル東側ケース））による。

【参考】富士市防災マップ（P20）

5 訓練の重点項目

各自主防災会は、起こり得る被害を具体的に想定して、防災訓練を企画・実施する。なお、訓練重点項目は以下のとおりとする。

① 市災害対策本部への情報伝達の流れの確認

各地区まちづくりセンターへ、所定の様式（2 号様式）を使った通報訓練を実施するとともに、被害状況の収集・伝達手順を確認する。

② 男女の役割を固定しない訓練の実施

性別によって役割を固定せず、女性が防災訓練で活躍できるよう、訓練内容の検討段階から女性の意見を取り入れ、男女共に参画する訓練を実施する。

③ 避難行動要支援者の安否確認、支援方法の検討

各町内会長・区長へ配布している避難行動要支援者が記載された「同意者名簿」を参考に、避難行動要支援者の避難・誘導訓練や声かけなどを実施し、地域全体で支援体制の確立を図る。

6 訓練の変更、中止の決定

異常気象等に対しては、訓練参加者の安全確保を最優先して適切な状況判断により対応し、原則として次のとおりとする。

異常気象など現象	中止を判断する者	市で行う訓練で中止する訓練内容	自主防災会で行う訓練で中止する訓練内容
南海トラフ地震臨時情報が発表	市	すべての訓練を中止	
静岡県沿岸に津波警報・大津波警報が発表			
市内で震度 5 弱以上の地震が発生			
富士市に大雨、洪水、暴風の警報が発表			
富士山の噴火警戒レベル引き上げ			
静岡県沿岸に津波注意報が発表		津波浸水想定区域内での訓練中止	
市内で突発的な大雨、落雷、強風、震度 4 の地震による被害発生	市・訓練責任者	被害発生地区の情報収集伝達訓練中止	訓練責任者の判断で状況により変更・中止

※訓練を中止する場合は、市ウェブサイト等で周知

令和7年度富士市総合防災訓練に当たっての注意事項

1 「総合防災訓練」と「地域防災訓練」の違い

「総合防災訓練（9月1日）」	「地域防災訓練（12月第1日曜日）」
平日に大規模地震が発生したことを想定し、住民の安否確認や町内の被害情報の収集・伝達等を始めとして、限られた人材でどのような対応ができるかを検証する。 また、家屋の耐震性や家具の固定、食糧・水の備蓄等、各家庭の地震対策の状況を確認し、自助意識の向上に繋げる。	突発的に大規模地震が発生したことを想定し、住民の安否確認や負傷者の応急救護、初期消火等、自主防災会の各班の活動の流れを確認し、共助意識の向上に繋げる。 昭和19年12月7日に発生した「東南海地震」を教訓に、静岡県では12月第1日曜日を「地域防災の日」と定めています。

2 「市災害対策本部」への訓練当日の被害状況等の報告について

市内で震度5弱以上の地震が発生した際、すべての自主防災会は自主防災会災害対策本部を立ち上げ、自主防災活動に当たっていただきます。また、市は「富士市災害対策本部」を設置し、各地区まちづくりセンターに地区班職員を配備して情報収集等に当たります。

災害対応を円滑に行うためには、発災後、迅速に情報収集に当たることが重要ですが、市の地区班職員だけでは限界があります。住民の安否情報や町内会・区の被害状況・要望等を自主防災会が取りまとめ、「災害応急対策実施状況通報書（第2号様式）」を作成し、防災拠点である各地区まちづくりセンターに報告してください。なお、訓練当日は、町内会・区の被害状況を想定して第2号様式を作成し、**午前11時00分までに各地区まちづくりセンター**に報告する訓練を実施してください。

※9月1日以外に実施した場合は、第2号様式に必要事項を記入し、訓練終了後、防災危機管理課へFAX（51-2040）するか、各地区まちづくりセンターへ提出してください。

3 アルファ化米の配布について

炊き出し訓練を実施する場合又は各家庭においてアルファ化米の作り方や実食等の訓練を実施する場合に限り、希望する自主防災会に対しアルファ化米を配布いたします。

なお、アルファ化米については、市が備蓄している賞味期限切れ間近のものを配布します。**必ず、訓練当日中に試食等で消費してください。**

申込方法：『令和7年度 富士市総合防災訓練計画書』に希望数を御記入ください。

受取期間：8月22日（金）～8月31日（日）※土日含む

受取場所：各地区まちづくりセンター

※全体の希望数に応じて、アルファ化米の配布数を調整します。**希望どおり配布できない場合があることをあらかじめ御了承ください。また、味を選ぶことはできません。**

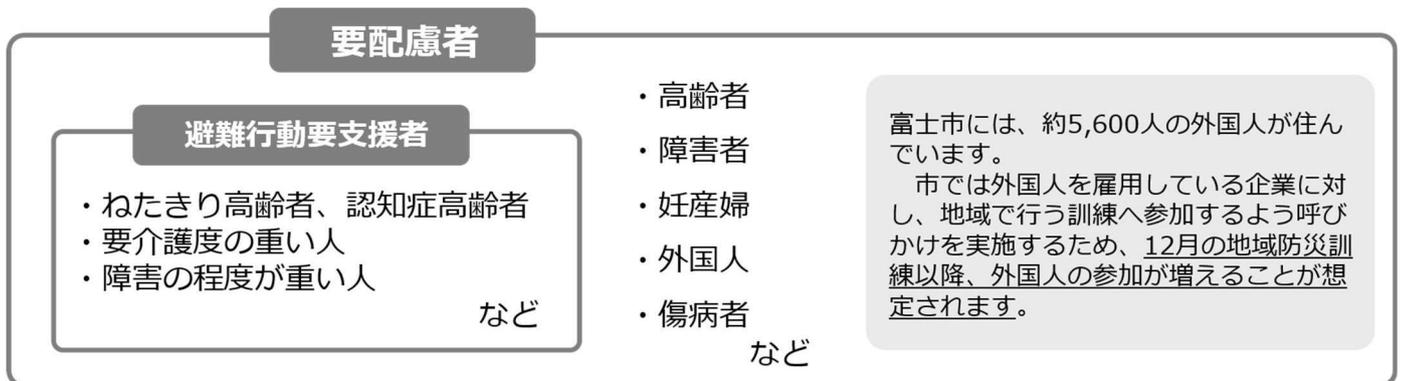
※総合防災訓練では、クラッカーの配布は行いません。

4 訓練における男女の役割について

過去の大規模災害の教訓から、自主防災活動には女性の視点を取り入れることが重要です。防災訓練では男性は放水訓練、女性は炊き出しなど、性別による役割の固定化が見られます。女性が防災訓練で活躍できるよう、訓練内容を検討する段階から女性の意見を取り入れるなど、男女共に参画する訓練を計画・実施してください。

5 要配慮者の訓練参加と避難行動要支援者「同意者名簿」の活用について

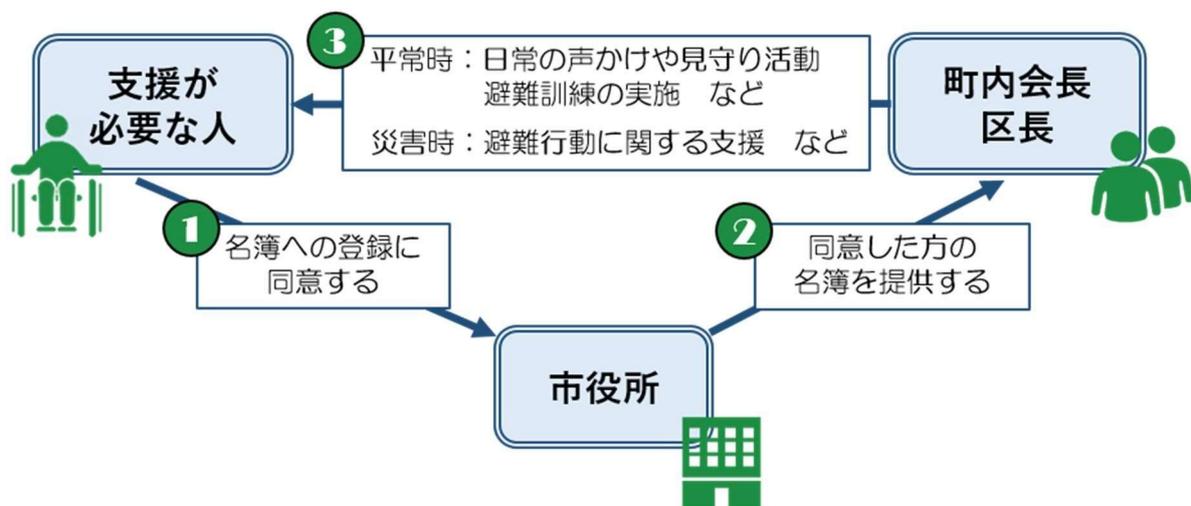
要配慮者とは、高齢者や障害者、乳幼児のほか、妊産婦、外国人、傷病者など災害時に、情報入手や避難行動などにおいて制約を受けやすい方です。それぞれの立場に立った課題やニーズを把握することは重要となります。配慮が必要な方々の訓練参加について、可能な範囲でご検討ください。



要配慮者のうち、誰かの支援がないと避難できない人（ねたきり高齢者や認知症高齢者、要介護度の重い人や障害の程度が重い人など）を掲載した避難行動要支援者名簿を市で作成しています。避難行動要支援者名簿掲載者のうち、個人情報の提供について同意の得られた方を掲載した名簿のことを「同意者名簿」と言い、町内会長・区長へ提供しています。

同意者名簿は、災害時等の避難支援や安否確認のほか、災害に備えた日ごろからの見守り活動や防災訓練等にも活用できます。

【「同意者名簿」への登録から活用までのイメージ】



6 小・中学生の訓練参加について

小・中学生の訓練への参加については、熱中症のリスクを考慮のうえ、各学校とご相談ください。なお、総合防災訓練（9月1日）に参加する場合は、当日の暑さ指数や熱中症警戒アラート等に基づいて対策を講じる等、ご配慮ください。

7 地域防災指導員の参画について

富士市では、市民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成など地域防災力向上を図ることを目的に地域防災活動に対する熱意と指導力のある人を地域防災指導員として委嘱しています。防災訓練の内容や実施方法などご相談やご不明な点がございましたら、お気軽に地域防災指導員までご相談ください。

8 消火栓・防火用貯水槽の使用について

消防ポンプの点検等で、市の消火栓及び防火用貯水槽を使用する場合、事前に届け出が必要です。ただし、9月の総合防災訓練と12月の地域防災訓練に限り、別紙「訓練計画書」に使用の有無及び使用場所（訓練実施場所）を記載していただくことで、防災危機管理課が取りまとめ、市の上下水道部上下水道営業課・消防本部警防課（各消防署）に届け出ます。

消火栓の使用時の注意事項

- ① 住民に対し、事前に下記のことを周知徹底すること。
 - ・いつ、どこで、どのような訓練を実施するのか。
 - ・水道の水圧が低下し、水の出が悪くなる場合があること。
 - ・濁り水が出る場合があること。
- ② 1か所につき1回の使用までとし、5分以内の使用にとどめること。
- ③ 近隣自主防災会とも調整の上、同時に2か所以上の使用はしないこと。
- ④ 近隣の水道の水圧が著しく低下するときは、使用を中止すること。
- ⑤ 閉栓しても水が止まらないときは、もう一度開栓し、放水後閉栓する。それでも止まらない場合は、市の上下水道部上下水道営業課又は簡易水道組合に連絡すること。
- ⑥ **地震発生時には断水により消火栓は使用できなくなりますので御注意ください。**

9 その他注意事項

- 地震体験車の派遣について
市主催イベント以外は、お申込みいただくことができません。
- 応急救護訓練実施に伴う講師（保健師）の派遣について
9月1日は本部運営訓練を実施するため、講師（保健師）の派遣ができません。
その他の日程で派遣を希望する場合は、2か月前までにご相談ください。
問合せ：富士市保健部地域保健課（フィランセ西館1階 TEL：64-8993）
- 消防団との連携訓練を希望された場合、消防団員の派遣の可否、訓練内容について、後日消防団より自主防災会長様宛に連絡をいたします。

10 実施主体別訓練事例一覧

実施主体	各家庭で行う訓練（自助）
訓練概要	家庭内対策の確認・点検、各家庭における避難方法の確認
訓練事例	<p>地震被害想定について確認する（富士市防災アプリ「防災ふじ」）</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の意味と対応の確認（防災マップ2ページ）</p> <p>緊急地震速報を活用した揺れから身を守る訓練（シェイクアウト訓練）</p> <p>地震発生時の行動イメージの確認（防災マップ21ページ）</p> <p>非常持ち出し品、食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の点検（防災マップ29ページ）</p> <p>アルファ化米の作り方や実食等の訓練</p> <p>情報収集訓練（同報無線、ラジオエフ（FM84.4）、テレビのデータ放送等）（防災マップ8ページ・背表紙）</p> <p>家族の安否確認、連絡方法の確認（防災マップ背表紙）</p> <p>家族での話し合い（防災家族会議）、家庭内D I Gの実施（防災マップ28ページ）</p> <p>「わが家の専門家耐震診断」による耐震対策の検討（防災マップ23ページ）</p> <p>家具・家電の固定、ガラス飛散防止等の確認・点検（防災マップ24ページ）</p> <p>出火防止対策（消火器の使用期限や保管状態、水の汲置等）の実施、確認</p> <p>山・がけ崩れ危険区域からの避難場所・安全な経路等の確認</p> <p>津波避難対象区域における津波避難場所・安全な経路・所要時間等の確認</p>
実施主体	自主防災会で行う訓練（共助）
訓練概要	有事の際を想定した、各地域の実情に応じた防災訓練
訓練事例	<p>自主防災会本部の開設・運営訓練</p> <p>市災害対策本部との情報伝達訓練（まちづくりセンターへ2号様式を使った通報訓練）</p> <p>住民の安否確認訓練（安否確認シート等による）</p> <p>避難行動要支援者の避難・誘導訓練</p> <p>被害状況の収集・伝達訓練</p> <p>市、学校等（避難所）施設管理者と連携した避難所開設・運営訓練</p> <p>災害図上訓練（D I G）の実施（防災マップ27ページ）</p> <p>避難所運営ゲーム（H U G）の実施</p> <p>アルファ化米等を使った炊き出し訓練</p> <p>消火器・可搬式ポンプの取り扱い、初期消火訓練</p> <p>防災資機材の確認・点検</p> <p>まち歩きによる町内危険箇所の点検、地図への書き込み</p> <p>防災啓発D V D鑑賞（防災危機管理課の貸出用D V D有）</p> <p>応急救護、応急手当の実施訓練</p> <p>負傷者の医療救護所への搬送訓練（簡易担架、車椅子等）</p> <p>山・がけ崩れ危険区域からの避難訓練、図上訓練</p> <p>津波避難対象区域における避難訓練、図上訓練</p> <p>消防団による、初期消火や応急救護方法の指導（別紙：消防団との連携訓練一覧参照）</p> <p>夜間の発災を想定した安否確認・避難誘導訓練</p>

11 訓練実施例

※あくまでも一例ですので、地域の特性を考慮し、実情に合った訓練を実施してください。

項目	時間	内 容	対 象	同報無線 放送
緊急地震 速報	8:29	緊急地震速報の同報無線放送 ⇒ 揺れから身を守る訓練（机の下に潜る、落下物から頭を守る等）	全住民	○
地震発生	8:30	震度情報等の同報無線放送 ⇒ 転倒しそうな家具が無いか、ガラスの飛散防止対策ができているか等 を確認し、耐震・家具家電の転倒防止対策を行うきっかけにする。	全住民	○
大津波警報 発表	8:33	津波避難対象区域の住民に対し、避難指示の発令を同報無線により放送 ⇒ 津波避難訓練の実施（避難目標地点への避難、安否確認）	関係 住民	○
地 震 発 生 後	8:30 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内（区）の集合場所への参集 ・ 自主防災会本部の開設・運営訓練 ・ 住民の安否確認訓練（安否確認シート等による） ・ 避難行動要支援者の避難・誘導訓練 ・ 負傷者の医療救護所への搬送訓練（簡易担架、車椅子等） ・ 消防団との連携訓練 ・ 初期消火訓練（可搬式ポンプ（事前に用水の確保）、消火器等） ・ 各種資機材の試運転、使用方法の説明 ・ まち歩き（町内（区）の危険箇所や活用できる場所、資機材の確認） ・ 自主防災会役員や地域防災指導員による防災講話など ⇒ 「自主防災活動の手引き」や「富士市防災マップ」を参考に、 “避難の考え方”などを周知する ・ 災害伝言ダイヤル、災害用伝言板の使用方法的確認 	自主 防災会	×
	10:30 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊き出し訓練 ・ 浄水装置を使用しての飲料水の確保・給水 	自主 防災会	×
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区まちづくりセンターに通報書第2号様式を提出（情報班） 	自主 防災会	×
	11:00 ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各町内会長・区長、自主防災会長の講評等 	自主 防災会	×
訓練終了	11:30 頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長講評を同報無線により放送 	全住民	○